

那覇市公報

第 1 7 1 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則（市民生活安全課）
..... 623
- 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則
（障がい福祉課） 646

◇告 示◇

- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課） 647
- 平成 30 年（2018 年） 6 月那覇市議会定例会の招集について（総務課） 652
- 随意契約の公表について（クリーン推進課） 652
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） 653
- 平成 29 年度下半期那覇市の財政（平成 30 年 3 月 31 日現在）（財政課） 654
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
..... 667

◇公 告◇

- 平成 29 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の
公表について（市民生活安全課） 668
- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課） 668
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課） .. 670
- 那覇広域都市計画公園の変更（都市計画課） 676

◇消防局訓令◇

○那覇市消防特殊災害対応隊規程の全部を改正する訓令…………… 676

◇消防局告示◇

○消防用設備等の設置維持命令について…………… 680

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 681

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について…………… 681

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 690

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 690

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 691

◇監査委員公表◇

○平成 29 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について…………… 692

規 則

那覇市規則第34号

平成30年 5 月 25 日

公 布 済

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例（平成28年那覇市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（立入調査等）

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第4項及び条例第10条第2項の証明書は、立入調査員証（第2号様式）によるものとする。

（助言又は指導）

第4条 法第14条第1項の助言は、助言書（第3号様式）により行うものとする。

2 法第14条第1項の指導は、指導書（第4号様式）により行うものとする。

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

（命令等）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（第6号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（第7号様式）によるものとする。

3 法第14条第4項の意見書は、意見書（第8号様式）によるものとする。

4 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（第9号様式）により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（第10号様式）により行うものとする。

のとする。

(行政代執行)

第7条 法第14条第9項の規定による代執行(以下「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第11号様式)により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(第12号様式)により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(第13号様式)によるものとする。

4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書(第14号様式)により行うものとする。

(標識)

第8条 法第14条第11項の標識は、標識(第15号様式)によるものとする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第8条第2項の通知は、緊急安全措置実施通知書(第16号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第9条第2項の規定による立入調査を行うため、同条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査を行う空家等の所在地

2 立入調査に至った事由

3 立入調査日 年 月 日

4 立入調査に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号

備考

- 1 立入調査に立ち会う場合は、上記4の連絡先へ連絡してください。
- 2 この立入調査は、犯罪捜査のために行われるものではありません。
- 3 この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることがあります。

第2号様式(第3条関係)

(表)

第 号 立入調査員証	
所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日	(写真)
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例第10条第1項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行 那覇市長	

(裏)

○空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第9条 [略]

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 [略]

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例(平成28年条例第47号)(抜粋)

第10条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査のほか、第8条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(※注意)

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 立入調査の権限を有さなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。

寸法

縦

54ミリメートル

横

85ミリメートル

第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

助 言 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定により下記のとおり助言します。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 助言に係る措置の内容

3 助言に至った事由

4 助言に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号

備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4の連絡先へ報告してください。
- 2 上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、前項の勧告に基づき、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第4号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定により下記のとおり指導します。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号

備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4の連絡先へ報告してください。
- 2 上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、前項の勧告に基づき、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第5号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け指導書 第 号で必要な措置を講じるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

については、法第14条第2項の規定により下記のとおり勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4の連絡先へ報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、本勧告に基づき、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第6号様式(第6条関係)

(表)

那覇市達 第 号
年 月 日

様

那覇市長

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、
年 月 日付け命令に係る事前の通知書 第 号により、法第14条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

については、法第14条第3項の規定により下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4の連絡先へ報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（裏）

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け勧告書 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定により下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので、同条第4項の規定により通知します。

なお、あなたは、那覇市長に対し、法第14条第4項の規定により本件に関し意見書(第8号様式)及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により本通知の交付を受けた日から5日以内に、意見聴取請求書(第9号様式)により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

那覇市 部 課(電話番号)
送付先 那覇市

5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4に示す連絡先へ報告してください。

第8号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先

意 見 書

年 月 日付け命令に係る事前の通知書 第 号について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第4項の規定により、次のとおり意見を述べます。

1 対象となる特定空家等の所在地

2 意見

3 自己に有利となる証拠書類等の添付 ☐有・☐無

備考

- 1 意見書に記載できない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。
また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。
- 2 代理人を選任したときは、代理人の資格を証する書面等を添付してください。

第9号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名

印

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先

意見聴取請求書

年 月 日付け命令に係る事前の通知書 第 号について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第5項の規定により、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先

氏 名

住 所

連絡先

備考

- 1 意見聴取請求書に記載できない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。
- 2 代理人を選任したときは、出頭すべき日時までに、代理人の資格を証する書面等を市長に提出してください。

第10号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

意見聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第6項の規定により、
公開による意見の聴取を行いますので、同条第7項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取の期日及び場所

備考 出頭の際には、この通知書を持参してください。

第11号様式(第7条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け命令書 第 号によりあなたが所有し、
又は管理する下記の特定期空家等の を行うよう命じました。この命令を 年
月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第
127号)第14条第9項の規定により下記の特定期空家等の を執行しますので、行政代執
行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収し
ます。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、那覇市はそ
の責任を負わないことを申し添えます。

記

対象となる特定期空家等の所在地

（裏）

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第12号様式(第7条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

代執行令書

年 月 日付け戒告書 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定により下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、那覇市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者 那覇市 部 課長 連絡先

4 代執行に要する費用の概算見積額 円

5 代執行の内容

（裏）

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式(第7条関係)

(表)

執行責任者証		第	号
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 年 月 日 那覇市長 記 1 代執行をなすべき事項 代執行令書(年 月 日付け第 号)記載の の建築物の(除却・修繕・立木竹の伐採・その他措置()) 2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日まで			

(裏)

○空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第14条 [略] 2～8 [略] 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10～15 [略] ○行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、そのものが執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 (※注意) 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 代執行に係る期間が終了したら、直ちに本証を返還しなければならない。
--

寸法 縦 54ミリメートル 横 85ミリメートル

第14号様式(第7条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、 年 月 日付け代執行令書 第 号による代執行に要した費用の金額を定めたので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定により、代執行に要した費用を下記のとおり納付するよう命じます。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

1 特定空家等の所在地

2 納付金額 円

3 納付期限 年 月 日

4 納付方法 別途納付書による。

5 代執行の内容

（裏）

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第15号様式(第8条関係)

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定による措置をとることを、 年 月 日付け命令書第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令に関する連絡先 那覇市 部 課
電話番号

5 措置の期限 年 月 日

第16号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例(平成28年那覇市条例第47号)第8条第1項に規定する緊急安全措置を講じたので、同条第2項の規定により通知します。

1 緊急安全措置を講じた空家等の所在地

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置を講じた理由

4 緊急安全措置を講じた日 年 月 日

5 緊急安全措置に要した費用(所有者等の費用負担) 円

那覇市規則第35号

平成30年 5 月 25 日

公 布 済

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成の申請) 第7条 条例第8条第1項の規定に基づき本人又は監護者が医療費等の支払を受けようとするときは、<u>那覇市重度心身障がい者医療費等支給申請書により市長に申請しなければならない。</u> 2 前項の申請は、<u>領収証等必要な証拠書類を添えてしなければならない。</u> (細目) 第11条 [略]	(助成の申請) 第7条 条例第8条第2項の請求は、<u>那覇市重度心身障がい者医療費等支給申請書に領収証その他の必要な証拠書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。</u> 2 保険医療機関等において受給者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合は、<u>沖縄県国民健康保険団体連合会から市長に当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、前項の請求があったものとみなす。</u> (補則) 第11条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 109 号

平成 30 年 5 月 22 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

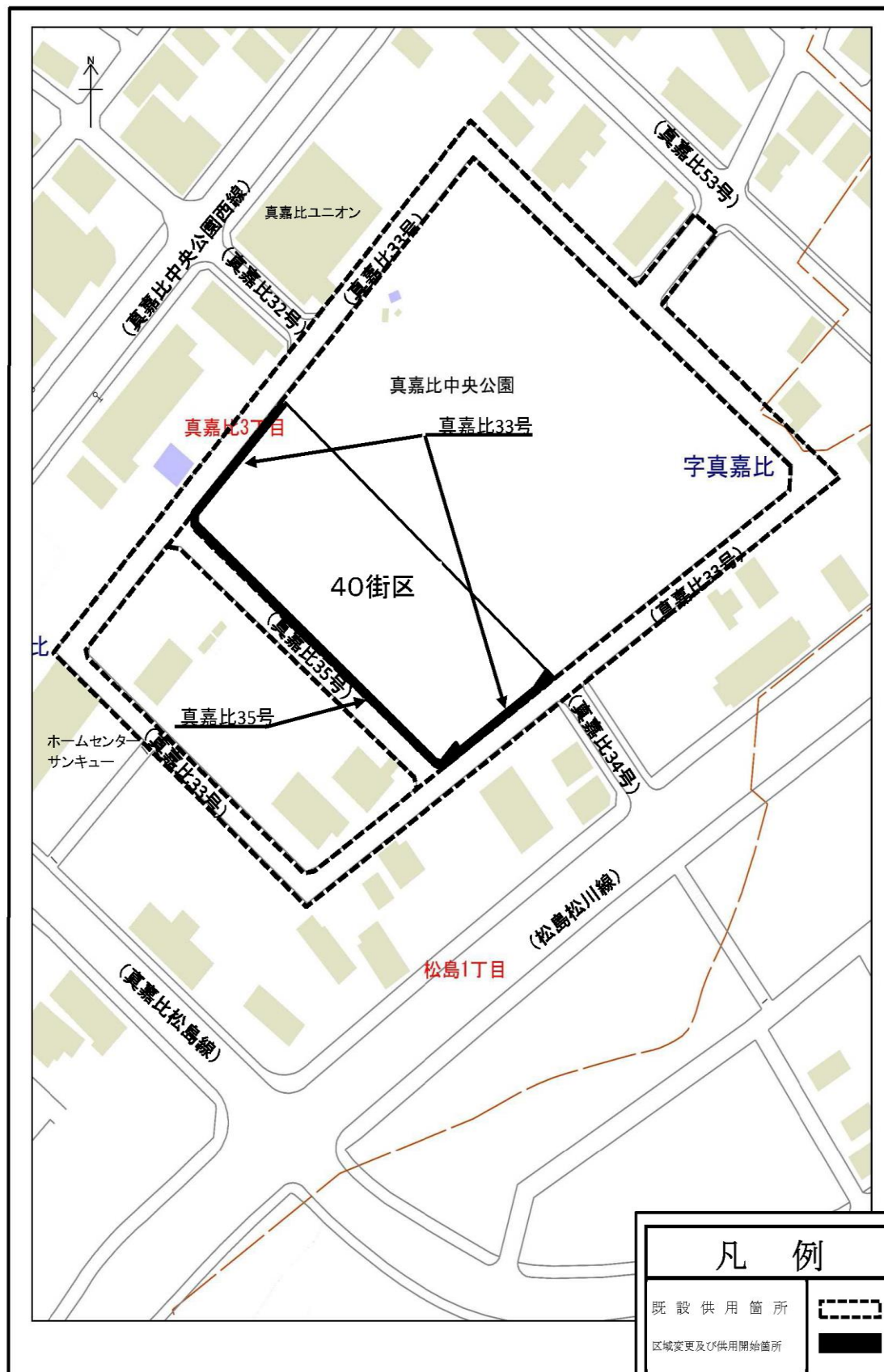
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

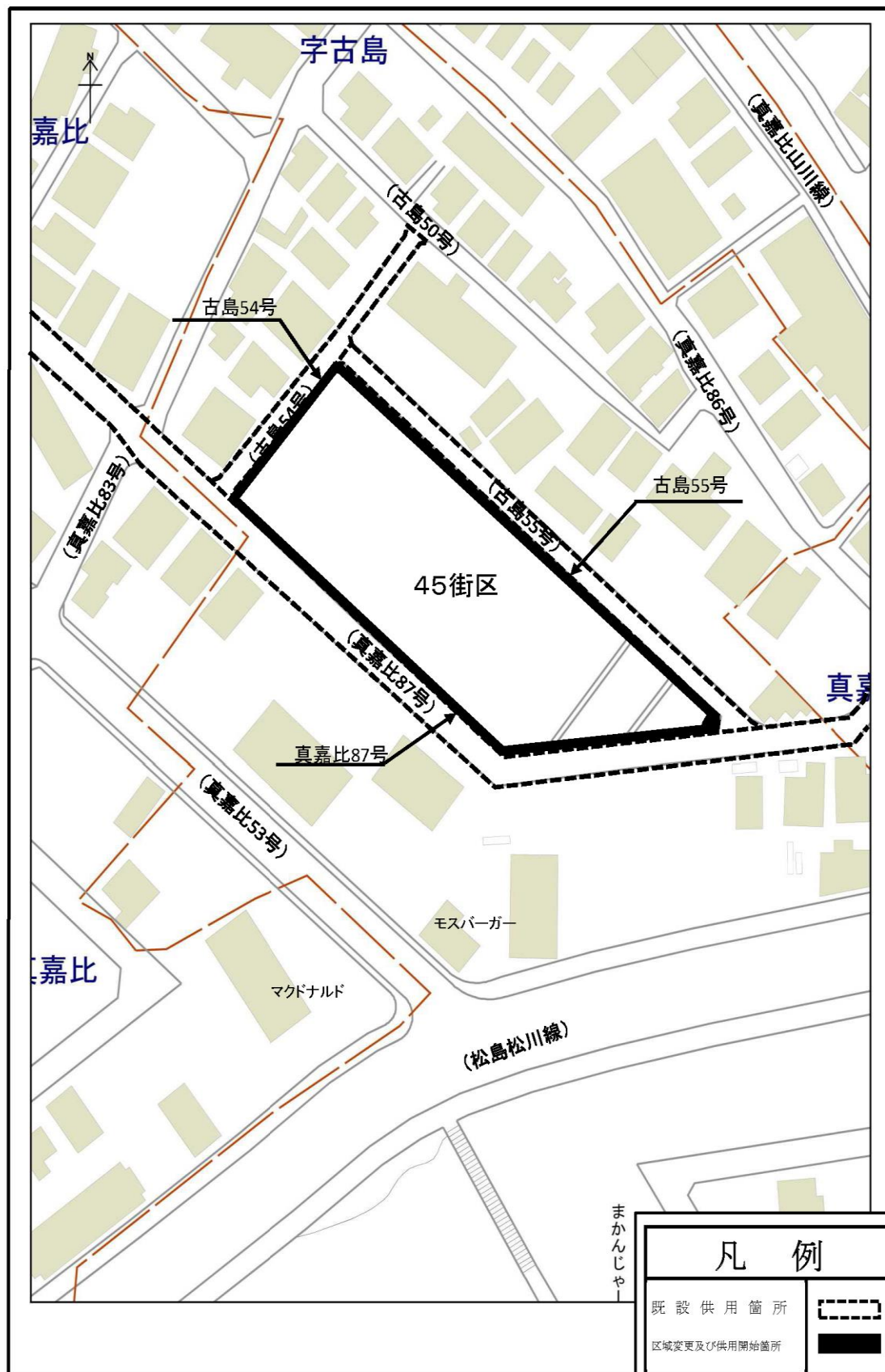
1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
1625	真嘉比33号	真嘉比3丁目17番15～ 真嘉比3丁目17番1	39.0	6.5	区域変更
		真嘉比3丁目17番251～ 真嘉比3丁目17番264	40.7	6.5	区域変更
1627	真嘉比35号	真嘉比3丁目17番1～ 真嘉比3丁目17番251	95.0	6.5	区域変更
1653	真嘉比61号	真嘉比1丁目26番1～ 真嘉比1丁目25番1	70.6	6.5	区域変更
1660	真嘉比68号	松島1丁目16番10～ 松島1丁目16番1	22.0	4.5	区域変更
1665	真嘉比73号	松島1丁目16番1～ 松島1丁目16番70	54.0	6.5	区域変更
1976	真嘉比87号	真嘉比3丁目10番1～ 真嘉比3丁目10番256	125.0	7.0	区域変更
1676	古島54号	真嘉比3丁目10番13～ 真嘉比3丁目10番1	23.0	5.0	区域変更
1677	古島55号	真嘉比3丁目3番16～ 真嘉比3丁目3番10	110.0	5.0	区域変更

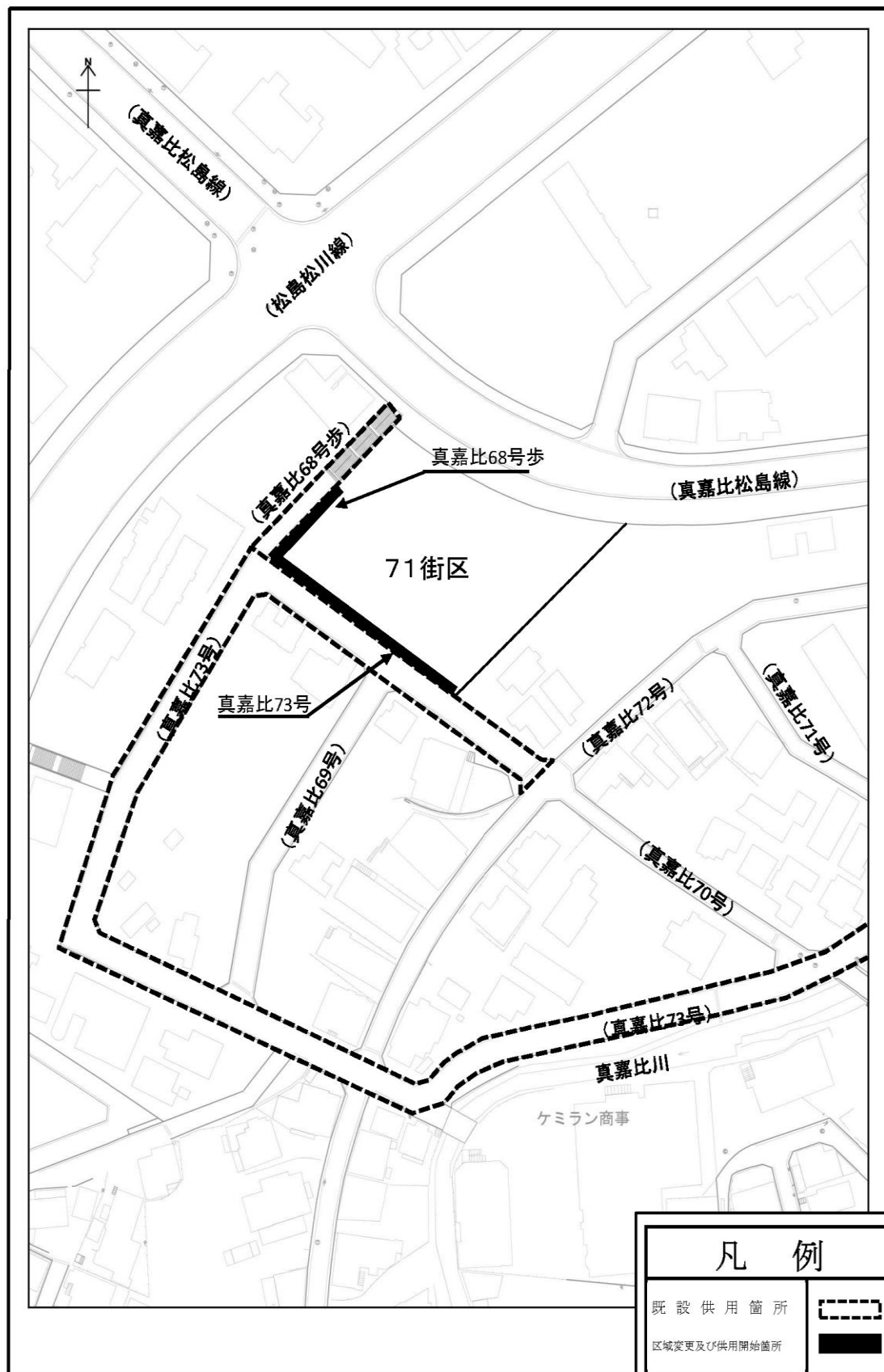
市道路線の区域変更・供用開始位置図(参考図①)



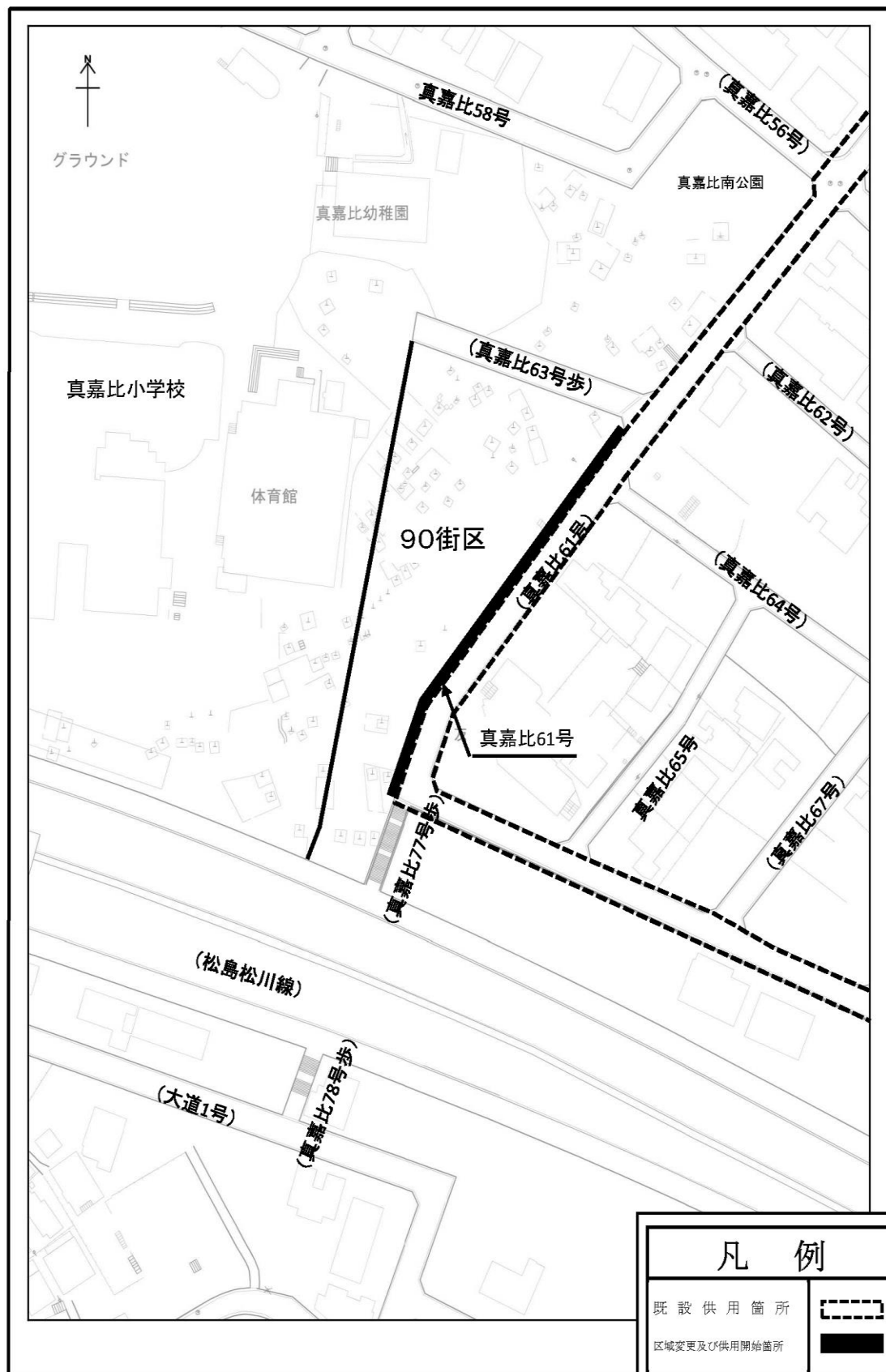
市道路線の区域変更・供用開始位置図(参考図②)



市道路線の区域変更・供用開始位置図(参考図③)



市道路線の区域変更・供用開始位置図(参考図④)



那覇市告示第 110 号
平成 30 年 5 月 23 日
掲 示 済

平成 30 年（2018 年）6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 30 年（2018 年）6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 6 月 1 日（金）
 - 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
-

那覇市告示第 117 号
平成 30 年 5 月 30 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第 2 号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

(2) 契約を締結した後

事業名	平成 30 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約締結日	平成 30 年 5 月 28 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市字古島 12-1 ピュアパレス黒潮 101 号 社会福祉法人 伊集の木会 就労支援いじゅの木 理事長 黒潮 武嗣
契約額	1,246,530 円 (消費税込み)
契約理由	応募が一者しかなく、見積金額も予定価格の範囲内であるため。また、当該業務を委託することにより、本市の知的障がい者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいを支援できるため。
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

那覇市告示第 129 号

平成 30 年 6 月 1 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称 首里崎山ハイツ自治会
- 2 事務所の所在地 那覇市首里金城町 4 丁目 18 番地 3
- 3 変更があった事項及び内容

代表者の変更

変更前の代表者の氏名及び住所

氏名 高嶺 朝昭

住所 那覇市首里崎山町 4 丁目 74 番地

変更後の代表者の氏名及び住所

氏名 伊波 和代

住所 那覇市首里崎山町 4 丁目 61 番地 13

那覇市告示第 136 号

平成 30 年 6 月 15 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度下半期那覇市の財政(平成 30 年 3 月 31 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		152,546,751	60,722,526	74,823,427	135,545,953	88.9%
			54,776,867	70,158,207	124,935,074	81.9%
(2) 特別会計		82,794,381	28,764,138	39,295,717	68,059,855	82.2%
			32,145,858	40,040,060	72,185,918	87.2%
内 <						

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	47,940,606	26,834,922	20,141,524	46,976,446	98.0%
地方譲与税	757,521	269,736	479,950	749,686	99.0%
地方交付税	9,407,728	6,740,577	2,710,268	9,450,845	100.5%
分担金及び負担金	1,542,381	742,878	773,270	1,516,148	98.3%
使用料及び手数料	3,284,106	1,566,681	1,625,070	3,191,751	97.2%
国庫支出金	39,454,663	14,271,798	22,031,483	36,303,281	92.0%
県支出金	20,693,788	1,023,199	13,631,093	14,654,292	70.8%
繰入金	4,649,858	0	4,628,820	4,628,820	99.5%
繰越金	5,062,239	5,062,239	0	5,062,239	100.0%
諸収入	1,495,494	545,631	839,919	1,385,550	92.6%
市債	11,334,897	0	3,813,438	3,813,438	33.6%
その他	6,923,470	3,664,865	4,148,592	7,813,457	112.9%
合 計	152,546,751	60,722,526	74,823,427	135,545,953	88.9%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	743,140	366,674	360,503	727,177	97.9%
総務費	11,208,879	3,108,353	5,404,631	8,512,984	75.9%
民生費	78,704,561	30,647,783	38,478,168	69,125,951	87.8%
衛生費	8,946,041	3,383,332	4,119,167	7,502,499	83.9%
労働費	34,377	16,964	16,802	33,766	98.2%
農林水産業費	133,830	31,841	68,110	99,951	74.7%
商工費	1,366,144	419,415	563,515	982,930	71.9%
土木費	18,211,549	4,361,323	6,603,340	10,964,663	60.2%
消防費	2,571,769	1,098,584	1,307,278	2,405,862	93.5%
教育費	18,285,284	6,059,098	7,113,371	13,172,469	72.0%
災害復旧費	70,090	19,100	32,373	51,473	73.4%
公債費	12,213,308	5,243,517	6,090,949	11,334,466	92.8%
その他	57,779	20,883	0	20,883	36.1%
合 計	152,546,751	54,776,867	70,158,207	124,935,074	81.9%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,114,744 m ²
②建物（学校、図書館など）	1,146,574 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	19,689,528 千円
④有価証券（株券）	791,472 千円

4 一時借入金の現在額

0千円

5 市債残高 (一般会計・特別会計)

(単位: 千円)

借 入 先	一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	市街地再開発事業特別会計	合計
財政融資資金	75,065,821		2,494,730	77,560,551
簡易生命保険資金	8,381,651			8,381,651
郵便貯金資金	531,801			531,801
地方公共団体金融機構	30,352,579			30,352,579
国の予算貸付等	329,173	421,497	133,467	884,137
市中銀行	14,671,313		208,700	14,880,013
その他の金融機関	781,032			781,032
共済等	4,229,893		133,006	4,362,899
その他	119,571			119,571
合 計	134,462,834	421,497	2,969,903	137,854,234

※その他は沖縄県貸付資金 (市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金) である。

6 市民 1 人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

平成30年 3 月31日 現在人口 322,073 人 (外国人登録人口を含む)

市民 1 人当たり行政経費 473,640 円

市民 1 人当たり市税負担額 148,850 円

(単位: 円)

1 人当たり行政経費	473,640
議会費	2,307
総務費	34,802
民生費	244,369
衛生費	27,776
労働費	107
農林水産業費	415
商工費	4,242
土木費	56,545
消防費	7,985
教育費	56,774
災害復旧費	218
公債費	37,921
その他	179

7 平成29年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	増減額	平成29 年度対 前年度 増減率	平成28 年度対 前年度 増減率
一般会計		143,260,000	143,005,000	255,000	0.2%	6.3%
特別会計		81,241,932	81,394,022	△ 152,090	△ 0.2%	3.6%
内 訳	土地区画整理事業	35,445	40,531	△ 5,086	△ 12.5%	△ 75.2%
	国民健康保険事業	49,305,455	49,180,524	124,931	0.3%	△ 1.2%
	市街地再開発事業	2,662,133	3,559,669	△ 897,536	△ 25.2%	92.0%
	介護保険事業	25,443,342	25,037,933	405,409	1.6%	7.0%
	後期高齢者医療	3,163,099	3,029,871	133,228	4.4%	1.5%
	病院事業債管理	421,282	300,278	121,004	40.3%	△ 7.7%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	211,176	245,216	△ 34,040	△ 13.9%	180.2%
合 計		224,501,932	224,399,022	102,910	0.0%	5.3%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成30年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	317,950
給水戸数	戸	162,301
給水栓数	栓	104,564
総配水量	m ³	38,795,437
一日平均配水量	m ³	106,289
一日最大配水量	m ³	113,890
有収水量	m ³	37,499,396
有収率	%	96.66

水道料金調定・収納状況

平成30年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
7,477,015,000	7,464,348,882	6,246,067,133	0	1,218,281,749	83.68%

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	8,354,988,000	3,931,621,221	47.06%	4,407,981,239	52.76%	8,339,602,460	99.82%	
	第1項 営業収益	7,831,414,000	3,672,507,418	46.89%	4,141,151,858	52.88%	7,813,659,276	99.77%	
	第2項 営業外収益	523,539,000	259,079,337	49.49%	264,846,536	50.58%	523,925,873	100.07%	
	第3項 特別利益	35,000	34,466	98.47%	1,982,845	5,665.28%	2,017,311	5,763.75%	

支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	7,457,738,000	2,975,532,360	39.90%	4,386,904,740	58.82%	7,362,437,100	98.72%	
	第1項 営業費用	7,217,422,000	2,938,533,162	40.71%	4,203,851,278	58.25%	7,142,384,440	98.96%	
	第2項 営業外費用	218,916,000	36,337,548	16.60%	182,576,594	83.40%	218,914,142	100.00%	
	第3項 特別損失	1,400,000	661,650	47.26%	476,868	34.06%	1,138,518	81.32%	
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的収入	722,144,000	0	0.00%	470,166,000	65.11%	470,166,000	65.11%	
	第1項 補助金	668,704,000	0	0.00%	447,897,000	66.98%	447,897,000	66.98%	
	第2項 他会計負担金	23,440,000	0	0.00%	22,269,000	95.00%	22,269,000	95.00%	
	第3項 その他資本的収入	30,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	2,555,933,280	288,348,383	11.28%	1,390,962,418	54.42%	1,679,310,801	65.70%	
	第1項 建設改良費	2,081,583,280	156,216,322	7.50%	1,053,746,033	50.63%	1,209,962,355	58.13%	
	第2項 企業債償還金	266,583,000	132,132,061	49.57%	134,450,904	50.43%	266,582,965	100.00%	
	第3項 投資	199,200,000	0	0.00%	199,200,000	100.00%	199,200,000	100.00%	
	第4項 その他資本的支出	3,567,000	0	0.00%	3,565,481	99.96%	3,565,481	99.96%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成29年度損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
(1) 給 水 収 益	3,303,717,863	3,609,580,643	6,913,298,506		
(2) その他営業収益	100,101,302	233,738,079	333,839,381	7,247,137,887	
2 営 業 費 用					
(1) 配 水 費	1,843,228,154	2,577,188,917	4,420,417,071		
(2) 給 水 費	85,928,614	189,108,352	275,036,966		
(3) 漏 水 防 止 費	16,792,124	41,899,710	58,691,834		
(4) 業 務 費	135,907,791	194,240,071	330,147,862		
(5) 総 係 費	164,311,174	351,403,507	515,714,681		
(6) 減 価 償 却 費	538,383,000	554,646,271	1,093,029,271		
(7) 資 産 減 耗 費	60,280,500	12,192,170	72,472,670	6,765,510,355	
営 業 利 益					481,627,532
3 営 業 外 収 益					
(1) 受 取 利 息	8,264,814	10,688,610	18,953,424		
(2) 他 会 計 負 担 金	3,152,000	7,154,615	10,306,615		
(3) 補 償 金	133,000	11,486,700	11,619,700		
(4) 長期前受金戻入	205,426,000	188,017,014	393,443,014		
(5) 土 地 物 件 収 益	36,400,733	37,693,035	74,093,768		
(6) 雑 収 益	3,135,474	7,181,928	10,317,402	518,733,923	
4 営 業 外 費 用					
(1) 支 払 利 息	36,262,137	33,943,294	70,205,431		
(2) 雑 支 出	75,187	1,510,953	1,586,140	71,791,571	446,942,352
経 常 利 益					928,569,884
5 特 別 利 益					
(1) 過年度損益修正益	31,923	599	32,522		
(2) その他特別利益	0	1,982,199	1,982,199	2,014,721	
6 特 別 損 失					
(1) 過年度損益修正損	612,667	441,545	1,054,212	1,054,212	960,509
当 年 度 純 利 益					929,530,393
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					961,104,897
当年度未処分利益剰余金					1,890,635,290

平成29年度貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,084,480,564	
ロ 建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	<u>△ 983,460,989</u>	1,190,476,230	
ハ 構 築 物	40,363,882,329		
減価償却累計額	<u>△ 19,148,857,860</u>	21,215,024,469	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,500,731,864		
減価償却累計額	<u>△ 1,280,105,414</u>	1,220,626,450	
ホ 車 両 運 搬 具	38,370,082		
減価償却累計額	<u>△ 25,858,559</u>	12,511,523	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	420,059,918		
減価償却累計額	<u>△ 347,343,739</u>	72,716,179	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>141,171,074</u>	
有形固定資産合計			24,937,006,489

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		913,300	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>3,376,000</u>	
無形固定資産合計			4,289,300

(3) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券		797,582,000	
ロ そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投資合計			<u>799,987,000</u>

固 定 資 産 合 計

25,741,282,789

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		10,883,679,718	
(2) 未 収 金	1,321,921,902		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 15,247,807</u>	1,306,674,095	
(3) 貯 蔵 品		60,980,181	
(4) 前 払 金		<u>30,326,400</u>	

流 動 資 産 合 計

12,281,660,394

資 産 合 計

38,022,943,183

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

1,812,827,102

企 業 債 合 計

1,812,827,102

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

937,021,375

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,696,391,375

固 定 負 債 合 計

3,509,218,477

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

276,042,115

企 業 債 合 計

276,042,115

(2) 未 払 金

709,682,178

(3) 預 り 金

180,730,203

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

69,963,573

引 当 金 合 計

69,963,573

流 動 負 債 合 計

1,236,418,069

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

301,351,590

収益化累計額

△ 144,356,690

156,994,900

ロ 寄 附 金

70,000,000

収益化累計額

△ 13,859,998

56,140,002

ハ 工 事 負 担 金

1,797,411,960

収益化累計額

△ 851,623,062

945,788,898

ニ 国庫(県)補助金

14,182,681,116

収益化累計額

△ 6,438,388,554

7,744,292,562

ホ 他会計負担金

55,469,853

収益化累計額

△ 3,290,618

52,179,235

ヘ 補 償 金

192,482,989

収益化累計額

△ 85,648,547

106,834,442

繰 延 収 益 合 計

9,062,230,039

負 債 合 計

13,807,866,585

資 本 の 部

6 資 本 金 13, 500, 371, 766

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額 321, 419, 706

ロ 国庫(県)補助金 1, 984, 471, 045

資本剰余金合計 2, 305, 890, 751

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 1, 873, 067, 621

ロ 建設改良積立金 4, 645, 111, 170

ハ 当年度未処分利益剰余金 1, 890, 635, 290

利益剰余金合計 8, 408, 814, 081

剰 余 金 合 計 10, 714, 704, 832

資 本 合 計 24, 215, 076, 598

負 債 資 本 合 計 38, 022, 943, 183

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	1, 561, 235, 202	0	173, 371, 029	1, 387, 864, 173
地方公共団体金融機構	794, 216, 980	0	93, 211, 936	701, 005, 044
計	2, 355, 452, 182	0	266, 582, 965	2, 088, 869, 217

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表(下水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成30年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	152, 632
検針栓数	栓	97, 404
総排水量	m ³	35, 819, 315
有収水量	m ³	35, 815, 574
有収率	%	99. 99

下水道使用料調定・収入状況

平成30年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
3, 701, 043, 000	3, 702, 600, 373	3, 025, 800, 461	0	676, 799, 912	81. 72

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業収益	5,547,833,000	2,115,568,238	38.13%	3,431,988,765	61.87%	5,547,557,003	100.00%	
	第1項	営業収益	4,246,243,000	2,002,350,569	47.16%	2,233,851,531	52.60%	4,236,202,100	99.76%	
	第2項	営業外収益	1,255,218,000	113,108,801	9.01%	1,120,367,470	89.26%	1,233,476,271	98.27%	
	第3項	特別利益	46,372,000	108,868	0.23%	77,769,764	167.71%	77,878,632	167.94%	

支 出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業費用	5,047,508,000	934,330,097	18.51%	4,045,163,163	80.14%	4,979,493,260	98.65%	
	第1項	営業費用	4,598,731,000	813,800,494	17.70%	3,737,158,303	81.26%	4,550,958,797	98.96%	
	第2項	営業外費用	393,938,000	119,869,379	30.43%	274,067,245	69.57%	393,936,624	100.00%	
	第3項	特別損失	34,839,000	660,224	1.90%	33,937,615	97.41%	34,597,839	99.31%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的収入	1,651,435,998	153,740,173	9.31%	947,240,111	57.36%	1,100,990,284	66.67%	
	第1項	企業債	607,900,000	0	0.00%	357,200,000	58.76%	357,200,000	58.76%	
	第2項	補助金	629,773,998	0	0.00%	338,957,140	53.82%	338,957,140	53.82%	
	第3項	他会計負担金	412,268,000	152,594,073	37.01%	249,814,371	60.60%	402,408,444	97.61%	
	第4項	その他資本的収入	1,494,000	1,146,100	76.71%	1,268,600	84.92%	2,414,700	161.63%	

支 出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的支出	2,737,349,454	712,822,393	26.04%	1,231,055,757	44.97%	1,943,878,150	71.01%	
	第1項	建設改良費	1,677,900,454	305,711,888	18.22%	585,264,336	34.88%	890,976,224	53.10%	
	第2項	企業債償還金	1,050,449,000	407,110,505	38.76%	643,338,421	61.24%	1,050,448,926	100.00%	
	第3項	投資	4,000,000	0	0.00%	2,453,000	61.32%	2,453,000	61.32%	
	第4項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成29年度損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)			
(1) 下水道使用料	1,640,418,796	1,788,971,303	3,429,390,099		
(2) 雨水処理負担金	189,646,156	259,571,545	449,217,701		
(3) 再生水売却収益	35,256,085	35,269,893	70,525,978		
(4) その他営業収益	3,442,400	4,776,500	8,218,900	3,957,352,678	
2 営 業 費 用					
(1) 管渠費	43,584,254	270,524,711	314,108,965		
(2) ポンプ場費	7,637,232	21,775,442	29,412,674		
(3) 雨水処理費	20,997,661	89,499,662	110,497,323		
(4) 排水設備費	27,207,526	44,251,291	71,458,817		
(5) 業務費	623,988,065	1,295,383,047	1,919,371,112		
(6) 総係費	38,975,325	131,933,165	170,908,490		
(7) 減価償却費	885,702,000	868,544,115	1,754,246,115		
(8) 資産減耗費	0	2,388,712	2,388,712	4,372,392,208	
営業損失					415,039,530
3 営 業 外 収 益					
(1) 受取利息	4,270	2,555,797	2,560,067		
(2) 他会計負担金	112,085,771	175,772,029	287,857,800		
(3) 補助金	0	29,452,847	29,452,847		
(4) 長期前受金戻入	456,718,000	455,256,566	911,974,566		
(5) 土地物件収益	713,418	0	713,418		
(6) 雑収益	305,289	662,024	967,313	1,233,526,011	
4 営 業 外 費 用					
(1) 支払利息	119,824,648	178,999,445	298,824,093		
(2) 雑支出	44,731	8,162,498	8,207,229	307,031,322	926,494,689
経常利益					511,455,159
5 特 別 利 益					
(1) 過年度損益修正益	102,334	32,150,944	32,253,278		
(2) その他特別利益	0	44,958,660	44,958,660	77,211,938	
6 特 別 損 失					
(1) 過年度損益修正損	611,322	33,540,274	34,151,596	34,151,596	43,060,342
当年度純利益					554,515,501
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					419,591,937
当年度未処分利益剰余金					974,107,438

平成29年度貸借対照表

(平成30年 3 月31 日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		1, 719, 141, 999	
ロ	建物	176, 150, 594		
	減価償却累計額	<u>△ 62, 790, 114</u>	113, 360, 480	
ハ	構築物	64, 825, 349, 345		
	減価償却累計額	<u>△ 22, 782, 783, 607</u>	42, 042, 565, 738	
ニ	機械及び装置	858, 270, 865		
	減価償却累計額	<u>△ 398, 258, 909</u>	460, 011, 956	
ホ	車両運搬具	5, 797, 912		
	減価償却累計額	<u>△ 4, 592, 652</u>	1, 205, 260	
ヘ	工具、器具及び備品	44, 085, 240		
	減価償却累計額	<u>△ 29, 807, 809</u>	14, 277, 431	
ト	建設仮勘定		<u>275, 486, 857</u>	
	有形固定資産合計			44, 626, 049, 721
(2)	無形固定資産			
イ	地上権		3, 114, 803	
ロ	施設利用権		4, 582, 542, 690	
ハ	ソフトウェア		<u>710, 000</u>	
	無形固定資産合計			4, 586, 367, 493
(3)	投資			
イ	長期貸付金		5, 523, 200	
ロ	その他投資		<u>4, 147, 000</u>	
	投資合計			<u>9, 670, 200</u>
	固定資産合計			49, 222, 087, 414
2	流動資産			
(1)	現金預金		3, 173, 273, 191	
(2)	未収金	865, 107, 157		
	貸倒引当金	<u>△ 4, 003, 812</u>	861, 103, 345	
(3)	前払金		<u>235, 628, 460</u>	
	流動資産合計			<u>4, 270, 004, 996</u>
	資産合計			<u><u>53, 492, 092, 410</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	13,066,847,630		
	企業債合計		13,066,847,630	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	349,911,270		
	引当金合計		349,911,270	
	固定負債合計			13,416,758,900
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,052,916,673		
	企業債合計		1,052,916,673	
(2)	未払金		753,786,426	
(3)	預り金		2,880,505	
(4)	引当金			
イ	賞与等引当金	28,468,726		
	引当金合計		28,468,726	
	流動負債合計			1,838,052,330
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
イ	受贈財産評価額	954,462,333		
	収益化累計額	△ 76,311,850	878,150,483	
ロ	国庫(県)補助金	37,440,981,697		
	収益化累計額	△ 16,292,199,937	21,148,781,760	
ハ	他会計負担金	1,862,484,264		
	収益化累計額	△ 305,806,190	1,556,678,074	
ニ	補償金	135,058,335		
	収益化累計額	△ 3,576,232	131,482,103	
	繰延収益合計			23,715,092,420
	負債合計			38,969,903,650

資 本 の 部

6	資本金			13,104,700,529
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	199,487,905		
ロ	国庫(県)補助金	225,603,935		
ハ	他会計負担金	18,288,953		
	資本剰余金合計		443,380,793	
(2)	利益剰余金			
イ	当年度未処分利益剰余金	974,107,438		
	利益剰余金合計		974,107,438	
	剰余金合計			1,417,488,231
	資本合計			14,522,188,760
	負債資本合計			53,492,092,410

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	4,186,242,678	0	318,627,358	3,867,615,320	
地方公共団体金融機構	7,821,777,665	274,700,000	349,072,658	7,747,405,007	
郵貯・簡保管理機構	2,314,276,988	0	231,858,666	2,082,418,322	
琉球銀行	409,894,000	82,500,000	132,512,000	359,882,000	
計	14,732,191,331	357,200,000	1,032,070,682	14,057,320,649	

そ の 他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	80,821,898	0	18,378,244	62,443,654	

一時借入金

なし

那覇市告示第 137 号

平成 30 年 6 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 6 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
薬志堂薬局 小禄南店 那覇市小禄 4－1－11 101	有限会社 薬志堂 代表取締役 塚本 徳子	育成医療・更生医療
さんご薬局 那覇市小禄 2－2－18	有限会社 成和興産 代表取締役 成川 秀隆	育成医療・更生医療

公 告

那覇市公告第 89 号

平成 30 年 5 月 31 日

掲 示 済

平成 29 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 32 条及び那覇市個人情報保護条例第 33 条の規定に基づき、平成 29 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

(別紙略) ※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市公告第 101 号

平成 30 年 6 月 5 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年5月17日

那覇市長宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課	電話	098-951-3212
個人情報管理責任者	商工農水課長		
業 務 の 名 称	「なはけいざいMAGAZINE」発刊事業		
業 務 の 目 的	本市の経済産業振興策の情報を、全市民へ提供及び共有することで、本市経済振興への意識付けを行い、経済振興、産業発展へつなげることを目的とする。		
個人情報の対象者	読者アンケートの回答者		
業務の開始年月日	平成29年6月30日		
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (年齢、電話番号)	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
		心 身	その他
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☒ 定期(配達日から発刊月の23日前後まで) ☐ 随時()		
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	個人情報業務届出の認識が不足していましたので、今回届出致します。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 102 号

平成 30 年 6 月 5 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年5月23日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	国民健康保険課
業 務 の 名 称	第三者行為求償事務 (食中毒に係る調べ)		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(事案発生時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	別添 様式のとおり		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (類型事項 1 に該当：平成29年6月28日保国発0628第1号 第三者行為による被害に係る直接請求事務の取組強化について) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	国民健康保険法第64条に基づく損害賠償請求権の代位取得のため		
届 出 担 当 部 課	健康部 国民健康保険課		電話 2505

平成30年 月 日

健康部
国民健康保険課長 様

那覇市保健所 生活衛生課長

食中毒に係る情報提供書(回答)

項 目	
①事案発生日 (食事をした日)	
②店舗名	
③責任者 (損害賠償請求先)	
③食中毒の原因	
④傷病名 (食中毒・急性胃腸炎・嘔吐等)	
⑤届出者 (食中毒にあった人) ※市内在住の方	
⑥生年月日 (74歳以下の方)	
⑦届出者住所	
⑧受診医療機関名	
⑨保険会社名 (飲食店等が加入している保険)	
備 考	

※届出者(被害にあわれた方)が、75歳以上で市外在住である場合は提出不要です。

※届出人又は被害者(被保険者)が複数いる場合は、コピーの上ご利用ください。

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年5月25日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	南風原町 国保年金課
業 務 の 名 称	後期高齢者被保険者証資格確認		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年5月25日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	生活保護受給期間		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日審議会承認 個人情報の目的外利用又は 外部提供を行うことが出来る類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1項第1号 (高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項)		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護第一課 電話861-5193 (内線 : 2465)		

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

那霸市消防局長 島袋 弘樹

[illegible]

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年6月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	議会事務局 調査法制課
業 務 の 名 称	なは市議会だより(音声版)製作業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年6月1日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	平成30年3月1日時点での、身体障害者手帳(視覚障害)1, 2級保持者のリスト		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1項による) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	現在、「なは市民の友」の点字版と音声版を配布している市民に、「なは市議会だより」の音声版を配布し、議会及び市政に関する情報を提供するため。 ☐ なは市議会だより及び議会情報の発信に関する根拠条文 ・なは市議会だより発行規程(第1条及び第4条) ・那覇市議会基本条例 (第3条第1号、第7条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項)		
届 出 担 当 部 課	障がい福祉課 862-3275 (担当: 給付1グループ)		

那覇市公告第 108 号

平成 30 年 6 月 12 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- | | |
|-----------------|---|
| 1 都市計画の種類 | 那覇広域都市計画公園 |
| 2 都市計画を定める土地の区域 | 5・5・那3号 識名公園
変更する部分 那覇市字真地の一部 |
| 3 都市計画の案の縦覧場所 | 那覇市都市みらい部都市計画課
(那覇市役所9階) |
| 4 都市計画の案の縦覧期間 | 平成30年6月12日(火)から
平成30年6月26日(火)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土・日・祝日は除く。) |

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 4 号

平成 30 年 6 月 1 日

公 表 済

那覇市消防特殊災害対応隊規程の全部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市消防局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防特殊災害対応隊規程(平成21年消防本部訓令第10号)の全部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 この訓令は、放射性物質、病原体、<u>有毒ガス、毒劇物等に起因する意図的な災害又は一般的な災害(以下「特殊災害」という。)</u>に対応するため、中央消防署に<u>那覇市消防特殊災害対応隊(以下「特災隊」という。)</u>を設置する。 (名称) 第2条 特災隊の正式名称は、那覇市消防特殊災害対応隊とし、<u>SUPER HAZ—MAT NAHA</u>と称することができる。 (編成) 第3条 特災隊は、救助工作車、ポンプ車、<u>特殊車及び特災隊員</u>をもって編成する。 2 特災隊は、ポンプ隊その他の隊と兼任とする。 (特災隊の組織) 第4条 特災隊の組織は、隊長、分隊長及び<u>隊員</u>とす	(目的) 第1条 この訓令は、那覇市消防局警防規程(平成20年消防本部訓令第1号。以下「<u>警防規程</u>」という。)第2条第1項第1号に規定する災害活動のうち、<u>放射性物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する災害(以下「特殊災害」という。)</u>が発生し、<u>若しくは発生するおそれがあり、又は被害の拡大が予想される場合の活動において必要な事項を定めることを目的とする。</u> (設置) 第2条 前条の活動をより専門的、かつ、効果的に実施するため、那覇市消防特殊災害対応隊(以下「<u>特災隊</u>」という。)を置く。 (配置) 第3条 特災隊は、中央消防署神原分署に<u>配置する。</u> (編成) 第4条 特災隊は、<u>ポンプ自動車、特殊車両等</u>をもって編成する。 (職等) 第5条 特災隊に中隊長、小隊長及び隊員を<u>置く。</u> 2 前項の職につく消防吏員の階級(那覇市消防吏員階級規則(平成30年那覇市規則第6号)第2条の階級をいう。)は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

	<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>階級</th></tr> <tr> <td>中隊長</td><td>消防司令又は消防司令補</td></tr> <tr> <td>小隊長</td><td>消防司令補又は消防士長</td></tr> <tr> <td>隊員</td><td>消防士長 消防副士長 消防士</td></tr> </table>	職名	階級	中隊長	消防司令又は消防司令補	小隊長	消防司令補又は消防士長	隊員	消防士長 消防副士長 消防士
職名	階級								
中隊長	消防司令又は消防司令補								
小隊長	消防司令補又は消防士長								
隊員	消防士長 消防副士長 消防士								
2 1隊の配置人員は、5人とする。 3 隊長には消防司令補を、分隊長には消防士長を、隊員には消防士長、消防副士長又は消防士をもって充てる。	3 特災隊の人員は、7人を基本とする。 （任命） 第6条 消防局長は、身体強健、かつ、責任感おう盛にして、特殊災害に対する専門的知識を有する者のうち、特災隊の中隊長、小隊長及び隊員をそれぞれ任命する。ただし、中隊長については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第5条の消防大学校における救助科若しくは消防救助に関するコース又は沖縄県消防学校における救助科若しくは特殊災害科を終了した者並びに同等以上の知識及び技術を有すると認められる者から任命する。 （出動区分） 第7条 特災隊の出動区分は、那覇市行政区域内で発生した特殊災害とする。ただし、那覇市行政区域外で消防局長の特命があるときはこの限りでない。 2 [略] （任命） 第6条 消防長は、身体強健、かつ、責任感おう盛にして、特殊災害に対する専門的知識を有する者のうち、特災隊の隊長、分隊長及び隊員をそれぞれ任命する。 2 前項の隊長、分隊長及び隊員は、次の要件を満たすもののうちから任命する。 （1）隊長 50歳以下で、消防大学校救助科、警防科、緊急消防援助隊NBC特別高度救助コース、若しくは沖縄県消防学								

校「特殊災害科」を修了した者、又は
消防学校教官としての学識経験を有す
る者

(2) 分隊長及び隊員 45歳以下で、実務
経験3年以上の者

(任務)

第7条 特災隊の任務は、次に掲げる事項を
主な任務とし、必要に応じて、安全な消
防活動を実施するために指揮隊を補完す
ることができる。

(1)～(5) [略]

(教育及び訓練)

第8条 警防課長は、隊員の資質の向上を図
るため、特殊災害対応に関する研修及び
訓練を実施しなければならない。

2 署長は、前項の研修及び訓練のほか、隊
員の知識及び技術の向上を図るため、積
極的に研修等を行わなければならない。

3 隊長は、新たに選任された隊員に必要な
知識及び技術の修得に係る教養及び実技
指導に努めなければならない。

4 隊員は、前項の研修及び訓練のほか、活
動に必要な知識及び技術の向上のため自
己啓発に努めなければならない。

(隊長及び分隊長の責務)

第9条 隊長及び分隊長は、上司の命を受け
て隊員を指揮監督し、安全管理に努め、
災害実態を冷静に見極め、迅速適切な対
応をしなければならない。

(活動報告)

第10条 署長は、災害等に出動したときは、
那覇市消防本部警防規程(平成20年那覇
市消防本部訓令第1号)に定める第3号様
式及び第5号様式に記載し、消防長に提出
するものとする。

2 署長は、特殊災害事案が特異であると認
めたときは、別に定めるところにより消
防長へ即報しなければならない。

(任務)

第8条 特災隊の主な任務は、次に掲げる事
項とし、必要に応じて、安全な消防活動
を実施するために指揮隊を補完すること
ができる。

(1)～(5) [略]

(教育及び訓練)

第9条 中央消防署長は、特災隊の資質の向
上を図るため、特殊災害対応に関する研
修及び訓練を実施しなければならない。

2 特災隊に属する職員は、必要な知識及び
技能の習得を図り、特殊災害に適切に対
応できる臨機の判断力及び行動力を養う
よう努めなければならない。

(中隊長及び小隊長の責務)

第10条 中隊長及び小隊長は、上司の命を
受けて隊員を指揮監督し、安全管理に努
め、災害実態を冷静に見極め、迅速適切
な対応をしなければならない。

(活動報告)

第11条 中央消防署長は、災害等に出動し
たときは、警防規程に定める様式に記載
し、消防局長に報告するものとする。

(検討会) 第11条 警防課長又は署長は、特殊災害事案において特異な事例については今後の活動に役立てるため、検討会を開催しなければならない。 (その他) 第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項について消防長の承認を得て警防課長が別に定める。	(その他) 第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、消防局長の承認を得て警防課長が別に定める。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

平成 30 年 4 月 23 日

掲 示 済

消防用設備等の設置維持命令について

消防法（昭和23年法律第186号）消防法第17条の4第1項に基づき、下記防火対象物の所有者に対し消防用設備等の設置命令を行ったものである。

那覇市消防局

消防局長 島 袋 弘 樹

- 1 命令日時 平成30年 4 月 6 日
- 2 所 在 地 那覇市首里大中町 1 丁目 5 番地の 1
- 3 名 称 首里劇場
- 4 用 途 (1) 項イ 映画館
- 5 所 有 者
- 住 所 那覇市首里大中町 2 丁目 21 番地 2
- 氏 名 金城 政則

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 8 号

平 成 3 0 年 5 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
458	太真喜社	南城市玉城字奥武 301	嶺井 敦	平成 30 年 5 月 23 日

那覇市上下水道局告示第 9 号

平 成 3 0 年 6 月 4 日

掲 示 済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

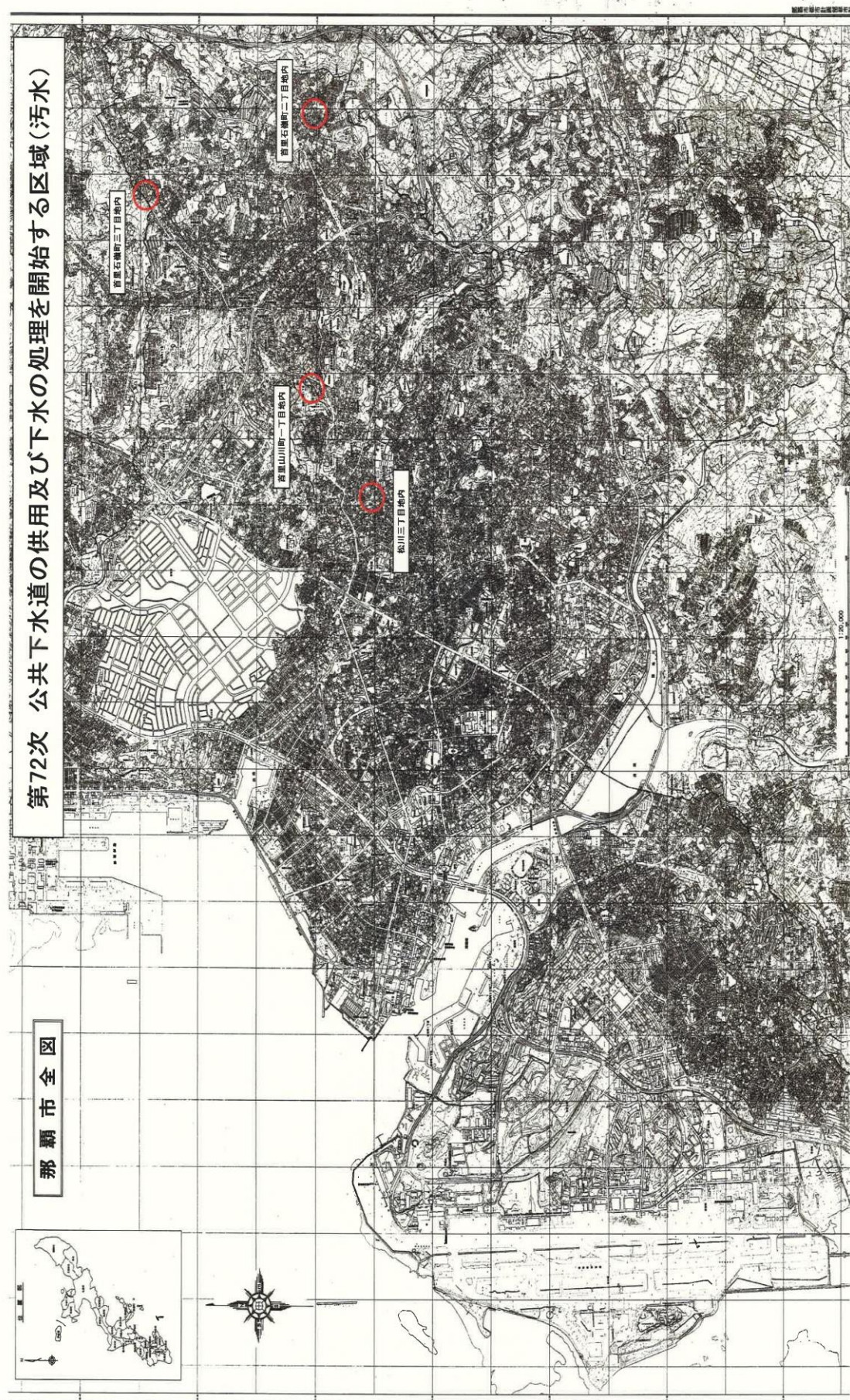
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき第 72 次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は平成 30 年 6 月 4 日から 15 日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

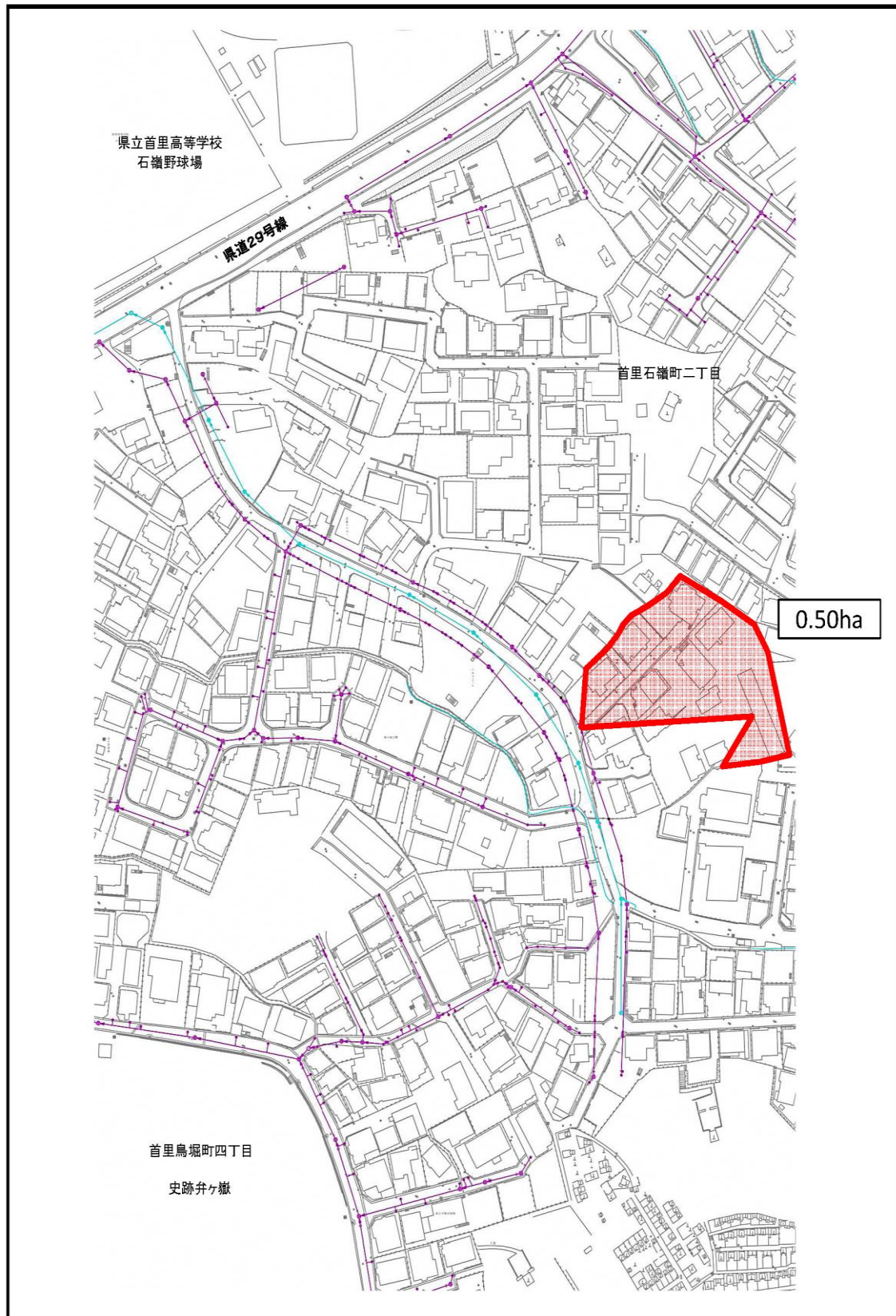
那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 30 年 6 月 4 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
首里石嶺町二丁目の一部、首里石嶺町三丁目の一部、首里山川町
一丁目の一部、松川三丁目の一部、
- 3 供用を開始する排水施設の位置（汚水）
前項に示す区域（別紙図示）
- 4 公共下水道の供用を開始する区域（雨水）
港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、港町四丁目の一部
- 5 供用を開始する排水施設の位置（雨水）
前項に示す区域（別紙図示）
- 6 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 7 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西 3 丁目10番 1 号 那覇浄化センター



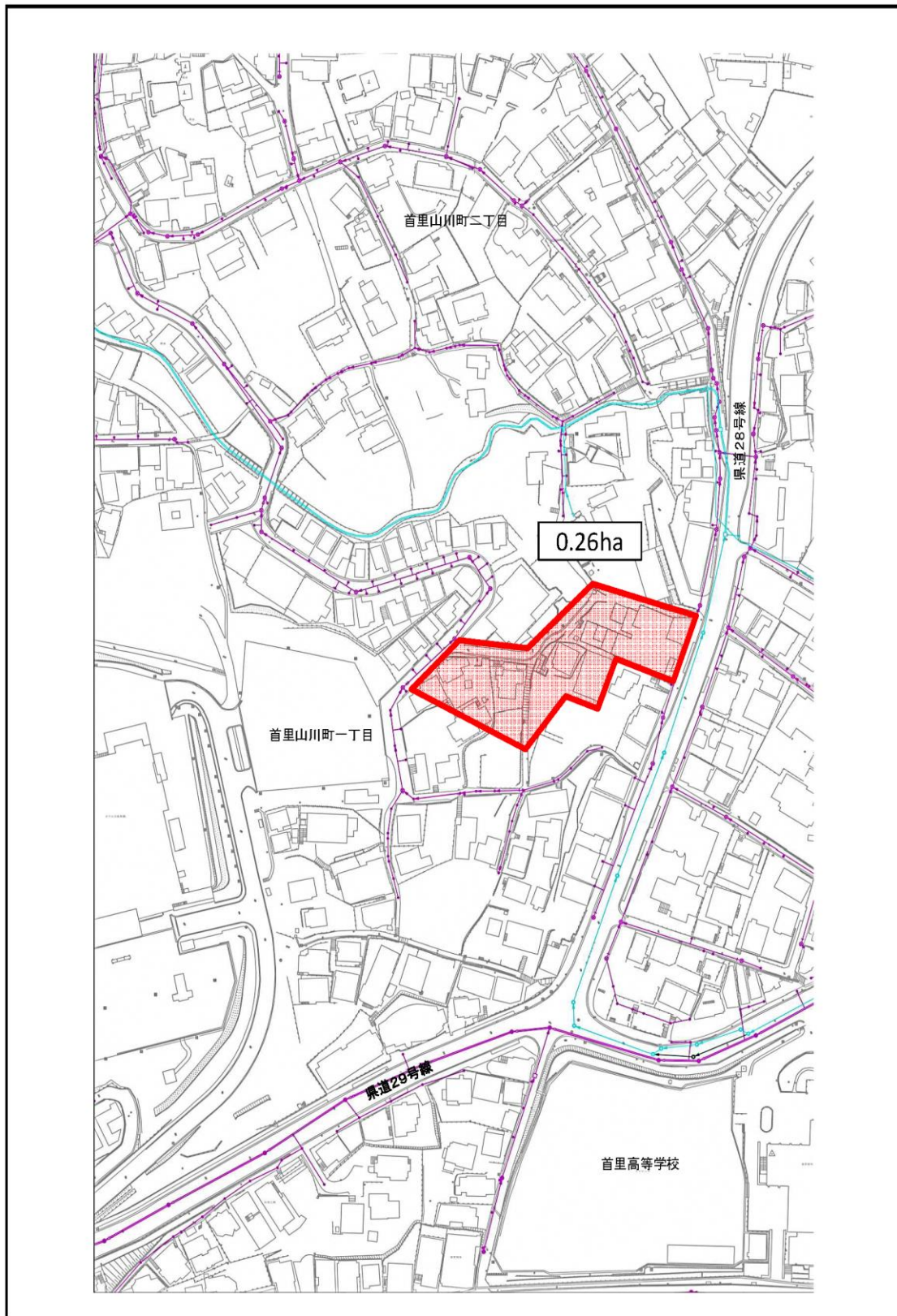
第72次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里石嶺町二丁目地内



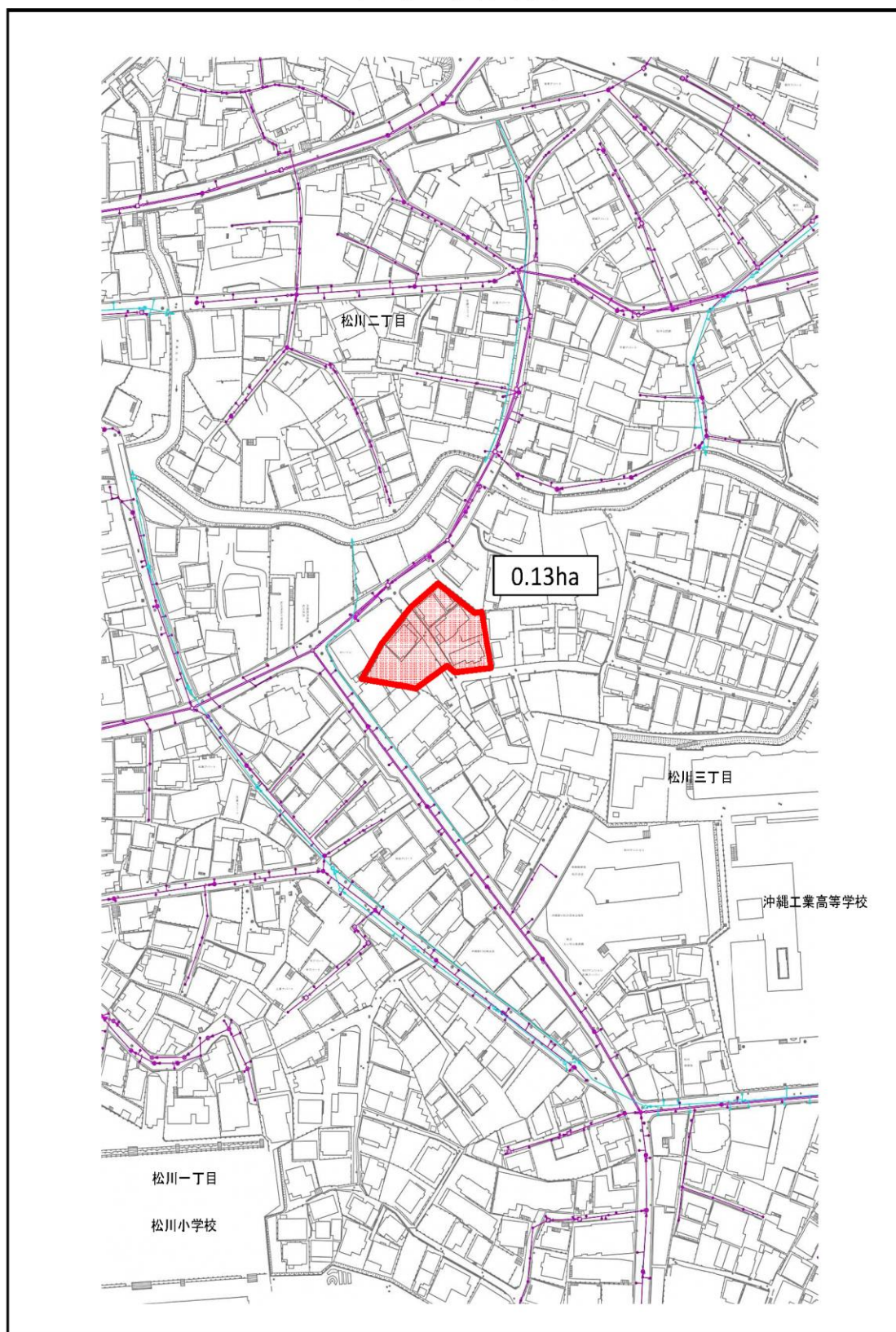
第72次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里石嶺町三丁目地内

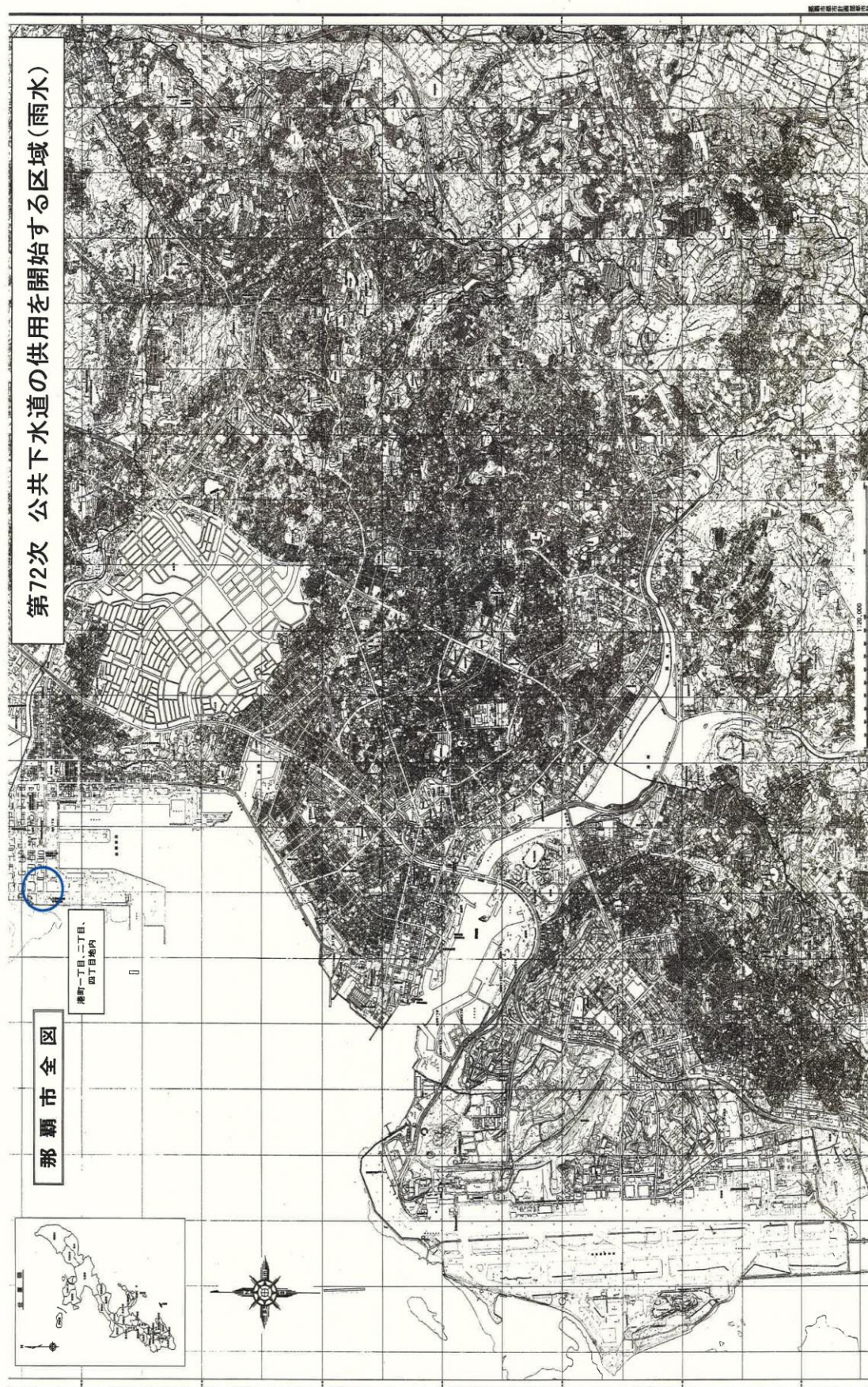


第72次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里山川町一丁目地内

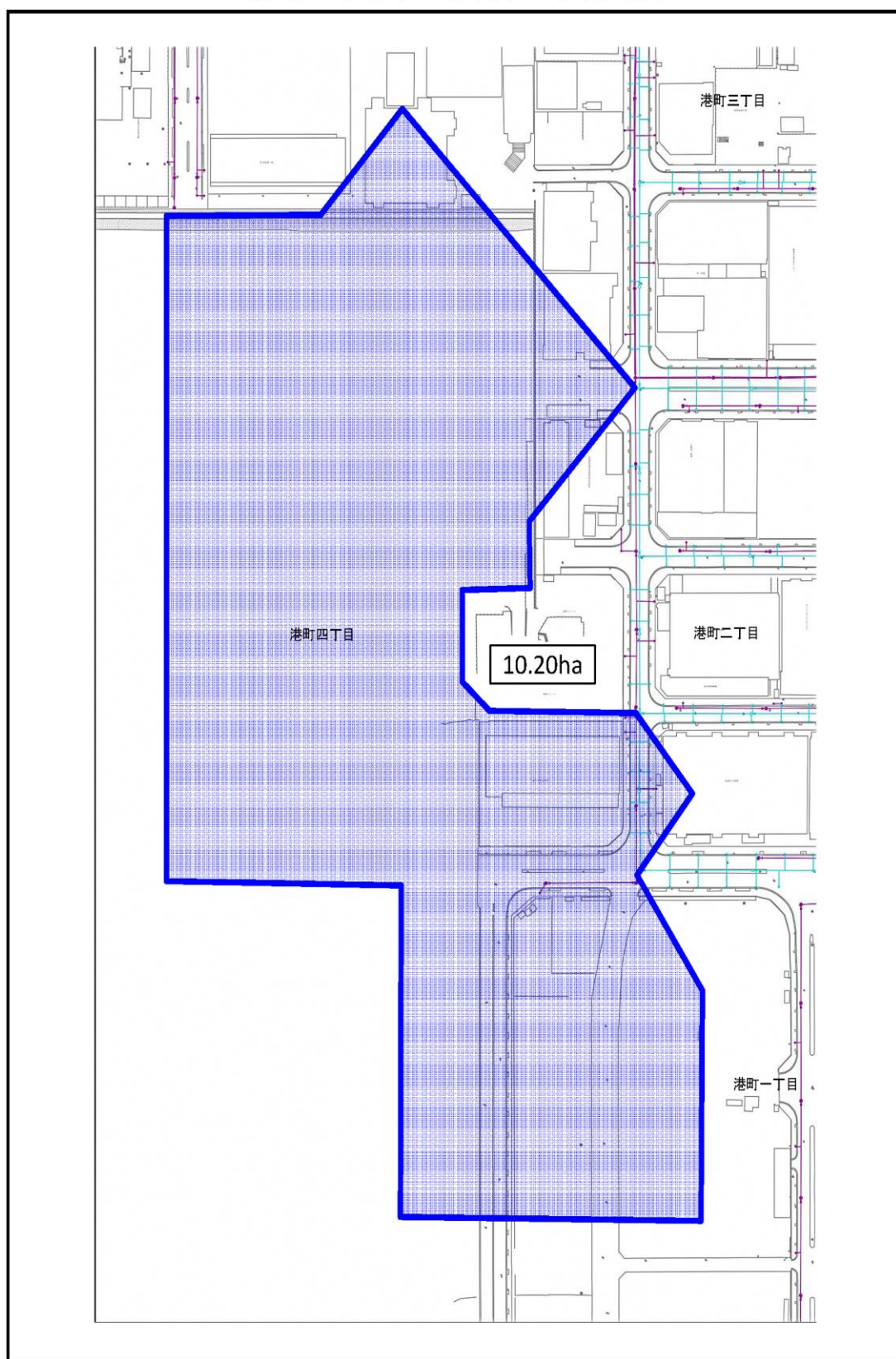


第72次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
松川三丁目地内





第72次 公共下水道の供用を開始する区域(雨水)
港町一丁目、二丁目、四丁目地内



那覇市上下水道局告示第 10 号

平 成 3 0 年 6 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 504 号
指定工事店名	太真喜社
営業所所在地	沖縄県南城市玉城字奥武 301 番地
代表者氏名	嶺井 敦
有効期間	自 平成 30 年 5 月 24 日
	至 平成 35 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 11 号

平 成 3 0 年 6 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 503 号
指定工事店名	沖縄パナソニック特機株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市西二丁目 15 番 1 号
代表者氏名	木村 隆夫
有効期間	自 平成 30 年 5 月 15 日
	至 平成 35 年 3 月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平 成 3 0 年 6 月 1 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松 田 義 之

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5, 195 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 86, 577 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 43, 289 人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

平成 30 年 6 月 15 日

那覇市監査委員

久 場 健 護

同

宮 里 善 博

同

古 堅 茂 治

平成 29 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

平成 29 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成29年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について**市民文化部****○文化振興課****指定管理に関する基本協定の締結について（是正事項）**

指定管理者制度を導入している那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの新たな指定管理者（指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の指定に向け、平成 27 年 7 月に募集を行ったところ、一団体から応募があった。その後、同年 9 月の選定委員会において同団体を指定管理予定候補者として選定し、同年 12 月の市議会での議決を経て、平成 28 年 1 月に当該候補者を正式に指定管理者として指定したことから、同年 3 月末日までに基本協定（以下、「本協定」という。）を締結すべきであった。

しかし、本協定を締結するに当たり、指定管理者から仕様について要望があったことから、その調整に日数を要し、3 月末日までの締結が困難となった。

そのため、同日に仮協定を締結し、募集要項、仕様書のとおり施設の管理は行われたものの、本協定の締結は同年 10 月 26 日となった。

本協定の締結が約 7 か月遅れたことは、施設の健全な管理運営に支障を及ぼす懸念があった。指定管理者制度に関する運用指針及び募集要項に基づき手続きを適正になされたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の是正事項を踏まえ、今後、指定管理者を公募する際は、応募者に対し、特に注意すべき事項や誤解が生じやすい事項について、指定管理者公募に係る手引書等を整え、公募期間内に応募者が、仕様書を十分に理解したうえで応募することができるよう努めて参ります。

○出納室**那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約について（注意事項）**

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約第 7 条は「甲及び乙は、委託業務を適正に処理するため、それぞれの職員のうちから電算管理担当者を定め、それぞれ相手方にその氏名を通知するものとする。」と規定しているが、当該通知がされていない。

当該委託業務は、市税、使用料等的那覇市歳入金の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録するものであり、契約者双方における管理担当者の通知は、関連する業務の内容及びそれぞれの責任の所在等を明確にする上で重要である。

契約事務の執行に当たっては、契約内容を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約については、実際の状況に照らし、契約条項を見直しました。

今後は、契約内容を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

上下水道局

○総務課

那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約について(注意事項)

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約第 6 条は、個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

個人情報を取扱う業務委託において必要な条件を付していないことにつきまして、本業務委託契約書中第 14 条(契約外の事項)の規定に基づき当該受託者と協議を行い、平成 30 年 3 月 27 日付け、那覇市個人情報保護条例第 29 条及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条の規定に基づく条件を明記した個人情報の取扱いを定める特約を締結いたしました。

**※ 那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約書
(契約外の事項)**

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

○料金サービス課

**量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約について
(注意事項)**

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約第 6 条は、それぞれ個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘事項のとおり今契約において個人情報の特約の不備があったので、これを是正し、次期契約から、適切な個人情報保護に努めます。

まず、量水器取替え業務委託契約については、平成 30 年度の契約に際し、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に定める条件を付して契約いたします。

また、水道メーター検針業務委託契約については、平成 30 年度の契約(平成 30 年 3 月 23 日契約)から個人情報の取扱いを定める特約を付して契約しました。

○水道工務課

設計積算 C A D システムの効果等の検証について(要望事項)

設計積算 C A D システムは、水道工事の平面・縦断設計、図面作成、数量計算、積算業務を一連で行うシステムとして、平成 18 年度に導入し、操作性、水道施設情報管理システムとの互換性などから毎年、保守及び改訂業務を行いながら現在に至るまで使用している。

平成 28 年度は、保守業務委託料 496,800 円、及び歩掛改訂業務委託料 864,000 円を支出している。

当該システムは、導入後一定期間経過しており、維持管理に係る経済性、並びに効果的・効率的な新たなシステム導入など多様な視点で検証されたい。

□ 要望事項に関する措置

設計積算 C A D システムは、10 年以上保守点検しながら使用してきましたが、長期間経過していることから、今年度は、那覇市上下水道局監督・検査に関する技術等検討委員会設置要綱に基づき、工事積算システムの安全性、操作性、保守及び費用対効果など、新たなシステム導入の可能性について検討してまいります。

